

# 所得控除等計算表

## ㊦給与所得の計算

A (給与等の収入金額)	円
--------------	---

申告書の「1 収入金額等」の欄に「A」の金額を転記してください。

給与等の収入金額 A	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円～ 1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～ 1,799,999円	B × 2.4 + 100,000円
1,800,000円～ 3,599,999円	B × 2.8 - 80,000円
3,600,000円～ 6,599,999円	B × 3.2 - 440,000円
6,600,000円～ 8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
※8,500,000円～	A - 1,950,000円

A (給与等の収入金額)を上記の表にあてはめて計算し、算出された給与所得の金額を申告書の「2 所得金額」の㉔に転記してください。

※給与等の収入金額が850万円を超え、次のいずれかに該当する場合、給与等の収入金額（1,000万円超の場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除されます。

- (1) 本人が特別障害者に該当する場合
  - (2) 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合
  - (3) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する場合
- ◆所得金額調整控除  
(給与等の収入額(1,000万円超の場合は1,000万円) - 850万円) × 0.1

## ㊧公的年金等に係る雑所得の計算

A (公的年金等の収入金額)	円
----------------	---

申告書の「1 収入金額等」の欄に「A」の金額を転記してください。

生年月日	公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得金額		
		公的年金等の雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超え2,000万円以下	2,000万円超
昭和32年 1月2日 以降に 生まれた方 (65歳未満)	～1,299,999円	収入金額 - 600,000円	収入金額 - 500,000円	収入金額 - 400,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
昭和32年 1月1日 以前に 生まれた方 (65歳以上)	10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円
	～3,299,999円	収入金額 - 1,100,000円	収入金額 - 1,000,000円	収入金額 - 900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 275,000円	収入金額 × 0.75 - 175,000円	収入金額 × 0.75 - 75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 685,000円	収入金額 × 0.85 - 585,000円	収入金額 × 0.85 - 485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円	収入金額 × 0.95 - 1,355,000円	収入金額 × 0.95 - 1,255,000円
	10,000,000円～	収入金額 - 1,955,000円	収入金額 - 1,855,000円	収入金額 - 1,755,000円

A (公的年金等の収入金額)を上記の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等の雑所得の金額を申告書の「2 所得金額」の㉕に転記してください。

## ㊨地震保険料控除額の計算

A	地震保険料の金額 (合計)	円
B	旧長期損害保険料の金額 (合計)	円
C	Aの金額	地震保険料控除額 A × 1 / 2 円
	Bの金額	旧長期損害保険料の控除額
D	～ 5,000円	Bの金額 円
	5,001円～15,000円	B × 1 / 2 + 2,500円 円
	15,001円～	10,000円
E	C + D	地震保険料控除額 (最高25,000円) 円
	※一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択により地震保険料又は旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることとなります。	

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の㉖に「E」の金額を転記してください。平成18年末までに締結した長期損害保険に係る保険料については、従前どおり損害保険料控除の適用となります。

## ㊩寡婦控除、㊪ひとり親控除

区分	要件	控除額
㊩ 寡婦控除	①夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方 ②夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方で、合計所得金額が500万円以下であり、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方	26万円
㊪ ひとり親控除	現に婚姻していない方又は配偶者の生死の明らかでない方で、合計所得金額が48万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、合計所得金額が500万円以下の方で事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方	30万円

※「事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人」とは、住民票の続柄に「夫 (未届)」、「妻 (未届)」と記載がある方

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の㉗～㉘に金額を転記してください。

### ◆所得金額調整控除

(給与所得 (10万円超の場合は10万円) + 公的年金等に対する雑所得 (10万円超の場合は10万円)) - 10万円

## ㊫生命保険料控除額の計算

一般	新保険料 a	aの金額を右表(新契約用の7～Iに当てはめ計算した金額) ①	(最高28,000円)	計①+②	③	(最高28,000円)	新契約保険料用	
							ア: ～12,000	支払額×1/2 + 6,000円
	旧保険料 b	bの金額を右表(旧契約用の7～Iに当てはめ計算した金額) ②	(最高35,000円)	②と③のいずれか大きい金額	④		イ: 12,001～32,000	支払額×1/2 + 6,000円
							ウ: 32,001～56,000	支払額×1/4 + 14,000円
介護	保険料 c	cの金額を右表(新契約用の7～Iに当てはめ計算した金額) ⑤	(最高28,000円)				エ: 56,001～	28,000円
							旧契約保険料用	
個人 年金	新保険料 d	dの金額を右表(新契約用の7～Iに当てはめ計算した金額) ⑥	(最高28,000円)	計⑥+⑦	⑧	(最高28,000円)	カ: ～15,000	支払額×1/2 + 7,500円
							キ: 15,001～40,000	支払額×1/2 + 7,500円
							ク: 40,001～70,000	支払額×1/4 + 17,500円
	旧保険料 e	eの金額を右表(旧契約用の7～Iに当てはめ計算した金額) ⑦	(最高35,000円)	⑦と⑧のいずれか大きい金額	⑨		ケ: 70,001～	35,000円

生命保険料控除額 ④+⑤+⑨	(最高70,000円) 円
----------------	---------------

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の㉙に金額を転記してください。

### ㉔障害者控除

本人またはその同一生計配偶者や扶養親族（年少扶養親族も可）が障害者である場合に控除されます。

種類	区分	普通障害	特別障害
身体障害者手帳		3級以下	1級又は2級
療育手帳		B	A
戦傷病者手帳		右以外	特別項症から3項症
精神障害者保健福祉手帳		2級以下	1級

※要介護認定を受けている方で障害者控除の該当となる方については、福祉事務所長から交付される認定証明の内容で控除されます。（障害者控除対象者認定書）

区分	控除額
普通障害	26万円
特別障害	30万円
同居特別障害	53万円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㉑～㉒に金額を転記してください。

### ㉑～㉒配偶者控除額・配偶者特別控除額の計算

A	配偶者合計所得金額			円
配偶者控除 (Aが48万円以下の場合)	本人の合計所得金額			
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	昭和27年1月1日以前に生まれた方	38万円	26万円	13万円
	上記以外の方	33万円	22万円	11万円
B	配偶者控除額			円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㉑に「B」の金額を転記してください。

配偶者の合計所得	本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円超～100万円以下	33万円	22万円	11万円
100万円超～105万円以下	31万円	21万円	11万円
105万円超～110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超～115万円以下	21万円	14万円	7万円
115万円超～120万円以下	16万円	11万円	6万円
120万円超～125万円以下	11万円	8万円	4万円
125万円超～130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超～133万円以下	3万円	2万円	1万円
133万円超	適用なし		

※生計を一にする配偶者の所得が上記の表に該当する場合、配偶者特別控除が受けられます。  
前年の配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合、配偶者控除のみ受けられます。  
※「A」の金額を上記の表にあてはめて算出してください。

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㉒に金額を転記してください。

### ㉓扶養控除

令和3年12月31日（年の途中で死亡したときは、その死亡の日）現在、生計を一にする親族（配偶者を除く）や里子のうち、令和3年中の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合に控除されます。

区分	要件	控除額
老人	昭和27年1月1日以前に生まれた方（70歳以上）	38万円
同居老親等	老人扶養親族のうちあなたや配偶者のいずれかと同居しており、そのいずれかの直系尊属である方	45万円
特定	平成11年1月2日以降平成15年1月1日以前に生まれた方（19歳以上23歳未満）	45万円
一般	平成15年1月2日以降平成18年1月1日以前に生まれた方（16歳以上19歳未満）及び、昭和27年1月2日以降平成11年1月1日以前に生まれた方（23歳以上70歳未満）	33万円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㉓に金額を転記してください。

区分	要件	控除額
16歳未満の扶養親族	平成18年1月2日以降に生まれた方	控除なし

※ただし、市民税・県民税の非課税限度額の判定に用いられるため「16歳未満の扶養親族」の欄に氏名等を記入してください。

薩摩川内市役所 <https://www.city.satsumasendai.lg.jp>

本庁 税務課 市民税グループ 〒895-8650

甌島振興局 地域振興課 企画総務グループ 〒896-1201

※樋脇・入来・東郷・祁答院地域の方は、本庁 税務課 市民税グループ、里・上甌・下甌・鹿島地域の方は、甌島振興局 地域振興課 企画総務グループへご確認ください。

### ㉔基礎控除

合計所得金額	基礎控除
2,400万円以下	43万円
2,400万円超～2,450万円以下	29万円
2,450万円超～2,500万円以下	15万円
2,500万円超	0円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㉔に金額を転記してください。

### ㉕雑損控除額の計算

A	損害金額（合計）	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B（差引損失額）	円
D	申告書の㉑+退職所得金額+山林所得金額	円
E	D × 0.1	円
F	C - E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G - 50,000円	円
I	FとHのいずれか多い方の金額	円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㉕に「I」の金額を転記してください。

※当該金額の計算で申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額をDに加算します。

### ㉖医療費控除額の計算

A	支払った医療費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B	円
D	申告書の㉑+退職所得金額+山林所得金額	円
E	D × 0.05	円
F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C - F	円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㉖に「G」の金額を転記してください。

※当該金額の計算で申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額（特別控除前）の合計額をDに加算します。

### ㉗セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の計算

A	スイッチOTC医薬品の購入費	円
B	保険金などで補てんされる金額	円
C	A - B	円
D	C - 12,000円	（最高88,000円）円

申告書の「4所得から差し引かれる金額」の㉗に「D」の金額を転記のうえ、「区分」欄に「1」と記入してください。

※セルフメディケーション税制（医療費控除の特例）の適用を受ける場合は、現行の医療費控除は受けられません。

### ●市民税・県民税の算出方法

所得金額	-	所得控除額	=	課税所得金額	×	税率	=	算出所得割額
				（課税標準額）		※1		【所得割の税率】
				（課税標準額）				区分 税率
								市民税 6%
								県民税 4%

※課税標準額は1,000円未満の端数切捨て

算出所得割額	-	税額控除額	=	所得割額	+	均等割額	=	年税額
						※2		【均等割額】
								区分 税額
								市民税 3,500円
								県民税 2,000円

※所得割額は100円未満の端数切捨て

※均等割は一定以上の所得がある場合に課税されます。  
※譲渡所得、寄附金税額控除などについて、またその他ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。